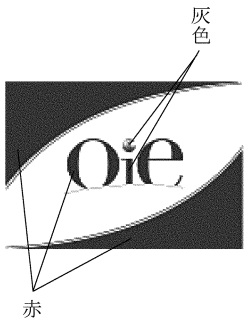
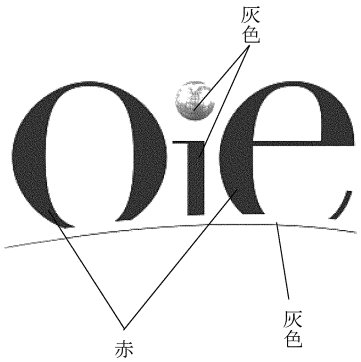
別表第四中国際獣疫事務局の項に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 十四 | 国際獣疫事務局 |  |
| 十五 | |  |

別表第四中欧州復興開発銀行の項に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 五 | Permanent Court of Arbitration | |
| 六 | Cour Permanente d'Arbitrage | |
| 七 | PCA | |
| 八 | CPA | |

別表第四中欧州復興開発銀行の項に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 七 | 欧州復興開発銀行 | Banque européenne pour la reconstruction et le développement |
| 八 | | Europäischen Bank für Wiederaufbau und Entwicklung |
| 九 | | Европейский банк реконструкции и развития |
| 十 | | BERD |
| 十一 | | EBWE |
| 十二 | | EBPP |

**附　則**

この省令は、平成二十五年十月二十五日から施行する。

## ○経済産業省令第四十九号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第七条及び第八条の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「前条第一項の経済産業大臣の確認を受けようとする」を削り、「とは別に」を「に加え」に改め、「受けることができる。」の下に「この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第一の二による申請書を経済産業大臣に提出するものとする。」を加える。

第五条の二第一項中「前条第一項の経済産業大臣の確認を受けようとする」を削り、「とは別に」を「に加え」に改め、「受けることができる。」の下に「この場合においては、前条第一項の様式第四による申請書に代えて、様式第四の二による申請書を経済産業大臣に提出するものとする。」を加える。

様式第1（表面）中「経済産業大臣名」を「経済産業大臣」に改め、「代表者の氏名」の前に「役職・」を加え、「及び同令第4条の2第1項の規定に係る確認」を削り、同様式（裏面）中「（記載要領）規則第4条の2第1項の規定に係る確認の申請をしない場合には、（表面）中「及び同令第4条の2第1項の規定に係る確認」の部分に取り消し線を引く。」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。